

## 「行政書士試験の施行に関する定め」の一部改正について

### 【令和6年度試験から適用】

「行政書士試験の施行に関する定め」（告示）が一部改正され、同改正は令和6年度試験から適用することとされました。

#### <概要>

累次の行政書士法改正や行政書士に期待される役割の拡大等を踏まえ、毎年の行政書士試験において、「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」及び行政手続のデジタル化に関連する「情報通信・個人情報保護」等の各分野について、それぞれ一題以上出題するよう明記するものです。

なお、本改正は現行試験の内容及び出題範囲を変更するものではありません。

#### <新旧対照表>

新	旧
第二 試験科目 [一 略] 二 行政書士の業務に <u>関し必要な基礎知識</u> <u>(一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題することとし、法令については、試験を実施する日の属する年度の四月一日現在施行されている法令に関して出題するものとする。)</u>	第二 [同左] [同左] 二 行政書士の業務に <u>関連する一般知識等</u> <u>(政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解)</u>
第三 試験の方法 [一 略] 二 試験問題については、行政書士の業務に <u>関し必要な法令等から四十六題、行政書士の業務に<u>関し必要な基礎知識</u>から十四題を出題する。</u> 三 出題の形式については、行政書士の業務に <u>関し必要な法令等は択一式及び記述式とし、行政書士の業務に<u>関し必要な基礎知識</u>は択一式とする。</u>	第三 [同左] [同左] 二 試験問題については、行政書士の業務に <u>関し必要な法令等から四十六題、行政書士の業務に<u>関連する一般知識等</u>から十四題を出題する。</u> 三 出題の形式については、行政書士の業務に <u>関し必要な法令等は択一式及び記述式、行政書士の業務に<u>関連する一般知識等</u>は択一式とする。</u>

備考 表中の [ ] の記載は注記です。